

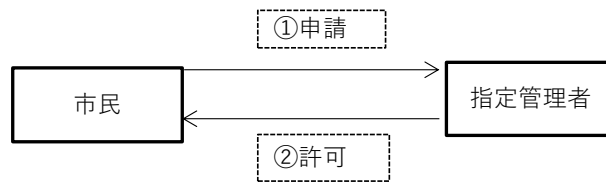
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

| | | |
|------------|--|------|
| 処 分 名 | 育成団体及び一般の利用許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 申請に基づいて利用を許可する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市青少年センター条例(平成16年条例第6号) | |
| 条 項 | 第7条第1項 | |
| 所 管 課 | 教育支援センター事務所 | |
| 経由機関での処理期間 | | なし |
| 所管課での処理期間 | | 3日 |
| 標準処理期間 | | 計 3日 |
| 判断基準 | <p>松山市青少年センター条例第3条第1項第2号または同条第2項に該当するものの申請で、同条例第8条各号に該当しないこと、同施行規則第9条に該当する申請を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市青少年センター条例</p> <p>(利用の資格) 第3条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域外から本市の区域内に通勤・通学をする青少年 (2) 青少年の健全育成のために活動をする団体(専ら営利を目的として活動をするものを除く。) 2 教育委員会は、前項各号に掲げるものの利用を妨げない範囲内において、教育的、文化的又は公益的な目的のためにセンターを利用しようとする者で適当であると認めるものに対して、センターを利用させることができる。</p> <p>(利用の許可) 第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(利用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>松山市青少年センター条例施行規則</p> <p>(その他の利用) 第9条 条例第3条第1項第2号に規定する団体及び同条第2項に規定する者(以下「その他の者」と総称する。)は、センターを利用するときは、利用申込書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 その他の者の利用の申込みは、次の区分に定める日から受け付ける。 (1) 条例第3条第1項第2号に規定する団体 利用の日の1月前の日の属する月の20日 (2) 条例第3条第2項に規定する者 利用の日の7日前 3 前条第5項及び第6項の規定は、その他の者の利用について準用する。</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。